

後期高齢者医療事務に関する特定個人情報保護評価書について寄せられた ご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和2年6月15日（月）～令和2年7月14日（火）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局保険医療部保険企画課（本庁舎4階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/rouken/pia_saihyoka.html

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0人	0人	0人	1人	1人

(3) 意見総数

10件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方（後期高齢者医療事務）

（令和2年6月15日～7月14日実施）

※ご意見は原文を簡略化したり、類似意見をまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	<p>医療機関窓口で個人番号を提示しなければ医療を受けられなくなるということか。後期高齢者のなかには個人番号を知らない・マイナンバーカードの紛失の恐れも考えられる。</p> <p>また、特別定額給付金オンライン申請で「なりすまし」事件があったことから、マイナンバーカードの提示による本人確認はできないのではないのか。</p>	<p>2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使用することができるようになりますが、現在と同様、健康保険証のみでも医療サービスは受けられます。マイナンバーカードで医療機関を受診する際も、受付の職員等に直接マイナンバーカードを渡すわけではなく、ご自身でカードリーダーにかざしていただき、そこから読み取った電子証明書で資格確認を行うこととなります。</p> <p>マイナンバー制度については、国において制度開始時よりTVや新聞等の広告媒体を利用した広報を行っているほか、ホームページ等でも制度の周知を行っています。</p> <p>医療機関受診時のなりすましへの対応については、医療機関の受付に顔認証付きのカードリーダーを導入したり、受付の職員等がマイナンバーカードの顔写真を確認するなど、医療機関において本人確認を行います。</p>
2	<p>特定個人情報ファイルの取扱いを民間に委託・再委託されるとのことだが、もし情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。</p>	<p>マイナンバー制度については、法律により全ての自治体で対応が義務付けられていることから、委託（再委託）先における適正な取扱いの確保など、多様なセキュリティ対策を講ずることで、安全に運用できるよう努めているところです。</p> <p>万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその補償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。</p>
3	<p>データの消去・廃棄どのように行われているのか。</p>	<p>HDD等の記憶装置を破棄する場合は、専用ソフトウェアによるHDD全体の消去、専用装置による磁気的な破碎、ハンマー、ドリル等</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
		<p>による物理的な破碎のいずれかで情報資産（データ）を消去しております。特に、大量の個人情報を記録したことのある記憶装置については、原則として物理的または磁気的に破壊することとしています。</p> <p>なお、情報資産（データ）の消去を委託する場合は、職員の立会などを行うとともに、データ消去に関する証明書を取得することとしています。</p>
4	<p>（別添3）変更箇所「削除」とある部分は、別箇所に異動・記載したのか。情報漏えいの責任は誰が担うのか。</p>	<p>評価書上で先に述べている内容と重複しているため、削除しております。万が一、個人情報の漏えいがあった場合の責任につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。</p>
5	<p>個人番号で大量に紐づけることは、リスクは増大で後期高齢者に不安を与えることになる。市民の個人情報を預かる札幌市は、市民の安心な老後生活のためにも個人番号で紐づけることは進めるべきではないと考える。</p>	<p>マイナンバー制度では、安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の厳格な安全対策を講じています。</p> <p>制度面の保護措置としては、①マイナンバーを含む個人情報の収集・保管の禁止（法律に規定があるものを除く）、②個人情報保護委員会によるマイナンバーの適正管理に係る監視・監督の実施、③法律違反の場合における罰則強化、④マイナンバー提供時のマイナンバー確認と身元確認の義務付け（マイナンバーを用いた本人なりすまし防止策）などがあり、システム面の保護措置としては、①個人情報の分散管理、②行政機関間での情報連携における専用符号の採用、③システムアクセス権限の制限と通信時の暗号化など、多様なセキュリティ対策を講じているため、情報漏えい・流失の危険性は極めて低いものと認識しております。</p> <p>電子申請は、インターネットが普及している現代社会では市民の利便性向上に大きく寄与するものであり、既に多くの地方公共団体でも導入しているため、年内</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
		<p>を目途に開始する予定です。マイナポータル「電子申請」には、法律により全ての自治体で対応が義務付けられているマイナンバー制度が前提となるため、上記でお示した多様なセキュリティ対策を講ずることにより、電子申請を安全にご利用いただけるよう留意したいと考えております。</p>